□一般社団法人湘南建設業協会入会金及び会費に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、一般社団法人湘南建設業協会（以下「本会」という。）の定款第７条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

（入会金）
第２条　本会への入会が承認された者は、本会からの通知に基づき速やかに入会金を納入しなければならない。
２　入会金は、３０万円とする。

（会　費）
第４条　会員は、毎事業年度ごとに次の負担額の合計額を会費（年額）として納入しなければならない。
（１）　基本額（ランク別）　　別表１に定めるランク別の金額

（２）　受注割額　神奈川県県西土木事務所小田原土木センター（旧小田原土木事務所）及び神奈川県流域下水道整備事務所（酒匂出張所所管のみ）、神奈川県県西地域県政総合センター及び神奈川県西部漁港事務所の過去３箇年間の工事受注合計額に別表２で定める算定率をもって計算した金額（千円未満切り捨て）。ただし、西部漁港の「港湾・海洋」については除き、県西地域県政総合センターの「森林土木」と小田原土木センターの「港湾・海洋」関係でそれぞれ別の団体等に加入し、同様の会費等を納めている場合は、その受注工事費の 1/2 を算定の対象とする。

（会費の納期）
第５条　会費の納入は、本会からの通知に基づき、年額一括又は４期に分割して納付することができる。
第１期分　６月３０日　第２期分　８月３１日　第３期分　１１月３０日
第４期分　２月２８日
２　納入方法は、会員から直接又は本会指定の銀行口座への振込によるものとする。

（中途入会の会費及び納期）
第６条　年度途中に入会した会員のその年の会費は、第４条（１）に定めた平均額を納入するものとし、次年度以降は同条に定める額を算出する。

（会費滞納者の取扱い）
第７条　会費を納入していない会員に対しては、その都度督促するとともに、１年間にわたり滞納している会員に対しては、会員資格を喪失する旨通知するものとし、それ以降も納入がない場合には、理事会に報告の上、特段の事情が認められない限り、会員資格の喪失手続きを行うものとする。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附　　則

１　この規程は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。

別表１　基本額（ランク別）

（単位：円）

A	B	C	D
４５０，０００	２５０，０００	１３０，０００	６０，０００

別表２　受注加算額（千円未満切り捨て）

項　番	過去３箇年の平均	算定率
１	３千万円未満	０．１９％
２	３千万円　　～６千万円未満	０．２６％
３	６千万円　　～１億円未満	０．３０％
４	１億円　　～１億３千万円未満	０．３３％
５	１億３千万円～１億７千万円未満	０．４１％
６	１億７千万円～２億円未満	０．４８％
７	２億円　　～２億４千万円未満	０．５２％
８	２億４千万円～２億７千万円未満	０．５６％
９	２億７千万円～３億円未満	０．６０％
１０	３億円以上	０．６３％